

## 令和3年第4回 飯塚市議会会議録第4号

令和3年6月17日（木曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第7日 6月17日（木曜日）

### 第1 一般質問

### ○会議に付した事件

議事日程のとおり

### ○議長（松延隆俊）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。27番 道祖 満議員に発言を許します。27番 道祖 満議員。

### ○27番（道祖 満）

本日は、「まちづくり（定住人口促進について）と公共施設のあり方について」、一般質問をさせていただきます。まず、飯塚市の定住人口増加のため、いろいろと取り組まれていると思っておりますが、どのような取り組みが行われておるのか、確認の意味でお尋ねいたします。

### ○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

### ○行政経営部長（久原美保）

本市で現在取り組んでおります定住・移住を促進する施策につきましては、住宅に関するものとして、中古住宅や新築住宅の取得に対する補助金や、住宅改修に対する補助金、また圏域内の金融機関に連携協力いただきまして、移住し住宅を取得される方に対し、住宅ローンの金利を優遇する取り組みなどにより、人口減少の抑制に努めているところでございます。また今年度については、情報発信力の強化のための移住関連ページの改良や、PR動画の作成、パンフレットの改訂を予定しております。さらに移住に関する相談体制の強化などにも取り組むよう計画いたしております。

### ○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

### ○27番（道祖 満）

今、取り組みについて、いろいろお答えいただいたわけですが、そもそもなぜ、定住人口増加のため努力しておるのか、その点を確認いたします。

### ○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

### ○行政経営部長（久原美保）

定住人口の増加は、やはりこれからの人口減少によりますところで、まちの機能がどんどん小さくなっていくことなども想定されますので、将来、人口減少が日本全体で起こりましても、その中で持続可能な都市となるように、一定程度の人口を確保したいというふうに考えているところからでございます。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

要は、人口が低下していくと、まちの活力がなくなるから一定の人口は必要だと。それがために一生懸命努力しておるということですね。では、お尋ねいたしますが、過去5年間で飯塚市の住民登録の増減状況は、各地区どのようになっておるのか、お尋ねいたします。また、その増減の原因については、どのように分析しておるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

過去5年間の市内12地区の人口増減の状況でございますが、平成28年12月31日現在と令和2年12月31日現在の比較でお答えをさせていただきます。一番人口がふえた地区につきましては立岩地区で、平成28年末が1万1912人に対し、令和2年末が1万2359人で447人の増。次に庄内地区で、平成28年末が1万478人に対し、令和2年末が1万497人で19人の増となっており、逆に一番減少した地区は二瀬地区で、平成28年末が1万9503人に対し、令和2年末が1万8843人で660人の減。次に筑穂地区で、平成28年末が1万202人に対し、令和2年末が9570人で632人の減となっております。12地区の中では、過去5年間で増加した地区が、先ほどご紹介いたしました2地区で、残りの10地区につきましては、増減なしの1地区を除きまして、全ての地域で減少しているような状況となっております。

次に、人口増減の要因についてですが、まず減少の要因については、飯塚市全域の課題として、過去5年間に前年から死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いていることが大きな要因と考えております。それに加えて、人口移動に伴う社会増減についても、筑豊地区からの転入超過は見られるものの、全体といたしましては、若干転出超過の傾向にあります。これらの要因が人口減少を招いているものという判断をいたしております。その中にありまして、人口が増加している立岩地区と庄内地区については、アクセスの手法は異なりまして、それぞれ福岡都市圏へのアクセスのよさが、居住地選択の要因の一つになっているのではないかと考えております。民間開発事業者において、特にこの2地区でのマンション建設や住宅地開発が進んでいるからだと考えております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

増減の原因分析から、定住人口を増加するための有効な施策は何であると考えられますか。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

暮らしやすさとともに、働く場がこの地にあることが定住人口を増加するための有効な施策であると考えております。次に、人口の集中している福岡都市圏の居住者、通勤者等をターゲットにして施策を展開することが、定住人口の増加につながるものと考えております。福岡都市圏へのアクセスが、時間の観点からも良好であることに加えて、暮らしやすさが皆様に理解いただければ、本市を居住地として選択していただける可能性も高まるのではないかと考えております。そのようなことから、現在取り組んでおります住宅取得に関する支援とともに、飯塚での暮らしやすさを理解いただき、また暮らしがイメージできるような情報を強力に発信していく必要性も強く感じております。そうした施策が、人口増加に有効な施策ではないかと考えております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番 (道祖 満)

新飯塚駅東側の地区については、民間開発で居住環境は整い、定住人口が増加していると思いますが、どのような変化があつておるのか、確認させてください。

○議長 (松延隆俊)

行政経営部長。

○行政経営部長 (久原美保)

新飯塚駅東側につきましては、質問議員がおっしゃいますとおり、民間開発によるマンションの建設により、近隣に商業施設や歯科医院が立地するなど、都市機能の集積が見られるようになっております。

○議長 (松延隆俊)

27番 道祖 満議員。

○27番 (道祖 満)

このことは、あなたにご答弁されました、やはり福岡都市圏へのアクセスのよさが人口増加につながっているということになるわけですね。定住人口の増加は、JR新飯塚駅とのアクセスのよさということが言えるんですね。確認します。

○議長 (松延隆俊)

行政経営部長。

○行政経営部長 (久原美保)

ご指摘のとおり、やはり福岡都市圏への通勤、また通学を考えると、新飯塚駅へのアクセスのよさというものは、居住地を選ぶ選択肢の一つになろうかというふうに思っております。

○議長 (松延隆俊)

27番 道祖 満議員。

○27番 (道祖 満)

現状のもので、今後、新飯塚駅の周辺地区では定住人口が増加する可能性はあると考えますか、どうですか。

○議長 (松延隆俊)

行政経営部長。

○行政経営部長 (久原美保)

市役所本庁舎周辺を含みます新飯塚駅西側におきましても、マンションの立地が多く見られております。この地域は、本市の中心拠点に位置しており、都市機能も集積をしております。また交通施設が複数存在し、公共交通機関の利用も比較的便利であることから、人口増加につながるポテンシャルは高いと思っておりますが、住宅地の整備を考えたときに、民有地・公有地を含め一定規模を有する未利用地は少ないように思っております。

○議長 (松延隆俊)

27番 道祖 満議員。

○27番 (道祖 満)

確認しますけれど、人口増加につながる可能性は高いけれど、未利用地が少ないということですね。だから要は、人口増加につながる可能性は高い。ただ未利用地が少ないから、今後のことは、どうなるかわからないと。けれど未利用地が少ないなら、考え方によっては人口増につながると考えていいのですね。

○議長 (松延隆俊)

行政経営部長。

○行政経営部長 (久原美保)

失礼いたしました。未利用地があれば、人口の増につながる地域ではないかというふうに判断

しているのかというふうにお尋ねになっていたかと思っておりますので、それにつきましては、そのような可能性は、ある一定規模の住宅地の整備をするような土地が、ある程度確保できれば、この人口増加につながる可能性はあろうと判断しております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ありがとうございます。では、お尋ねいたしますが、現在、新飯塚駅東口に、サン・アビリティーズいくつかと飯塚市社会福祉協議会等がありますが、この施設がある土地の所有者は、飯塚市だと思いますが、土地の面積は幾らありますか。また、この土地に建っている建物は何かあり、使用目的がどのようになっておるか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

この土地は、地番が柏の森956番4で、飯塚市が所有している土地でございます。また、面積は8892.39平方メートルとなっております。建物につきましては公共施設でありますサン・アビリティーズいくつかのほかに、飯塚市社会福祉協議会の事務所、また飯塚保護区保護司会、飯塚市シルバー人材センターが使用している建物が立地をいたしております。サン・アビリティーズいくつかは、障がい者の社会参加促進のための活動拠点施設でございます。飯塚市社会福祉協議会は、本所及び飯塚支所の事務所として使用されております。また、飯塚保護区保護司会は事務所として、飯塚市シルバー人材センターは、ごみ専用指定袋引き渡しの作業所及び倉庫として活用いたしております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

市の所有する8892平米の土地がすぐ近くにあるということですよ。確認いたしておきます。それとサン・アビリティーズいくつかについて、お尋ねしますけれど、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画、平成29年7月作成では、1983年4月1日建築、33年経過し劣化の状況はC中度、評価はCとなっております。現状は、その後6年間が経過しておりますので、建築から38年間が経過していると思えますけれど、劣化状況の変化はどうなっておるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

サン・アビリティーズいくつかにつきましては、令和2年度に劣化診断を行っております。評価といたしましてはC評価のままですが、屋根や外壁などに経年劣化が見られたため、長寿命化を図るために改修を行っております。今後も計画的な改修を行っていく予定といたしております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

サン・アビリティーズいくつかについては、公共施設のあり方等に関する基本方針、平成20年3月25日、飯塚市行財政改革推進本部が作成したものに、こういうふうにあります。「サン・アビリティーズいくつかは、設置後約25年が経過し、老朽化が激しくなっているが、使用できる間は現行どおり使用することとし、建て替え、大規模改修工事等が必要になった際には、代替可能な施設、例えば、統廃合に伴い廃止される施設の転用、建て替えを行う施設や他施設の余裕スペースの複合化・多機能化などによる有効利用等の是非について検討を行う必要があ

る」、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画、平成21年2月、飯塚市、この120ページに、サン・アビリティーズいくつかの件について見直しの方向が示されております。これ、私が読むと時間がかかるのです。質問時間が少なくなるから、ちょっと残り時間が心配になるから気になる場所ですが、ここにも「老朽化等に伴い建替え等の必要性が生じた場合は、代替又は複合化等が可能な施設について検討を行う」、こういうふうにある。いいですか。飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画、平成29年7月、これについては、これまでの計画が書いて、今後のあり方まで書いておるんですけど、この中に、先ほど言いましたように、サン・アビリティーズいくつかの評価は、劣化の判断はCです。「劣化診断のC・D判定を受けた建物で、施設全体の改修もしくは更新が必要なもの」をCというふうに判定すると、9ページにあります。このサン・アビリティーズいくつかの取り扱いについては、類似施設が、その261ページに類似施設がある。地区公民館、体育館、健康の森多目的施設等。配置の最適化は、「更新時に移転」、「更新時には施設設備の共有化が図れる地区公民館や体育館施設との複合化を図る」、「障がい者のアクセスの利便性を踏まえて移転先は検討する」というふうになっております。これは、私が今言いましたけれど、事実でしょうか。確認します。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

今ご紹介のありました、公共施設等のあり方に関する実施計画の中には、そのように記載をいたしております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

一貫して、サン・アビリティーズいくつかの取り扱いについては、方向性は変わっていない、この第3次実施計画まで変わっていないというふうに理解しますが、先ほどの答弁で、部長は、「計画的な改修を行っていく予定です」というふうに答弁されました。これはどこで、どういうふうに協議され、変わっていったのですか。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

この公共施設のあり方に関する第3次実施計画につきましては現在、このサン・アビリティーズいくつかは、更新時に移転をする方向性を示しております。ただし、まだこの施設としては、実際に使用も可能な施設でございます。行財政運営を考える際に、公共施設のあり方については、長寿命化を今後推進していきたいというふうに考えておりました、そのような視点から、まだ使える施設につきましては、長寿命化を図っていきたいという方向性で考えております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

38年経過した建物なのです。長寿命化というのは、何年延ばすつもりですか。100年ですか。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

長寿命化に関しましては、80年を基本として考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。



境は、社会福祉協議会、サン・アビリティーズいづかが建っていた時期とは全く変わっているのです。なぜならば、新飯塚駅の東口ができたのです。より一層、交通のアクセスがよくなった。あなた方、今、答弁でアクセスがよかったからというふうに言われましたけれど、以前は、これは西口だけしかなくて、ぐるっと回って踏切を渡って、この施設に入っていたのです。だから、今のイメージで答弁されたら、ちょっとつくったときの環境と今の環境、全く違うということが想像がつかないでしょう。知っていますか、30何年前の状況と、50代ぐらいだったら分かるかな、全然違うということ認識してほしいです。ここに社会福祉の関係で、この施設ができた。それはそれで構わないです。ただ私が言っているのは、この場所に今後も存続、5500万円の補助金を出しているのです。いいですか。それと土地代やら、いただいていないでしょう。固定資産税なんて入ってこないです。そんなことを考えると、別に機能は大事なんです。だけど、あそこにある必要があるのかということなんです。アクセスがよかったからと言ったら、飯塚市内の所有する土地でアクセスのいいところがあるのではないですかというのを言いたいです。わかりますか。

それと、あなたが担当でつくられた、あなたがと言われたらいけないけれど、飯塚市立地適正化計画がつくられています、平成29年1月に。この中に、まちづくりに、この計画を実現するための施策の考え方が示されているのですけれど、この58ページに、まちづくりの方針における公的不動産の考え方に、「飯塚市が所有する土地または建築物等の公的不動産については、拠点連携型都市づくりや地域コミュニティをはぐくむための取り組み等との連携を進めます」と書いてあるのです。しかし、公共施設のあり方の施設では、福祉協議会の建物・土地は載っていないわけです。考えられていない。失念されているというか、計画から外されている。しかし、立地適正化計画の中には所有する土地と書いているのです。当然、この土地のあり方についても、まちづくりの観点から、人口増加とかそういうことから考えていったら、どこかに何らかの考え方を示しておくべきだったのではないかというふうに私は思うのですが、どう思いますか。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

公共施設等の跡地の有効利活用につきましては、ご指摘のとおり、本市のまちづくりの方向性や行政運営とも大きくかかわっていることであり、将来的なビジョンを持って考えていく必要があるというふうに考えております。ただ、先ほどご指摘のありました社会福祉協議会の立地している土地につきましては、先ほどご紹介したように、いわゆる建物のほうは社会福祉協議会の施設でございますので、公共施設のあり方の実施計画の中では、その建物に関して記載はございません。飯塚市の公共施設のあり方の計画は、どちらかという施設運営の面から設定をしておりましたので、土地の運用につきましてはの記載は、ご指摘のとおり、確かにないものというふうに思っております。ご指摘のとおり、やはり土地につきましても将来的なビジョンを持って考えていく必要はあろうと思っております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

前向きな答弁をありがとうございます。今年度の予算では、学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定、穎田地区公共施設跡地利活用事前調査委託料等が計上されて、今後のまちづくりについての検討は行われる予定でありますけれど、そのような計画とともに関連して、この新飯塚駅東口に隣接する土地、建物についても、今後どうあるべきかを検討することが、飯塚市のまちづくり、定住政策には必要ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

先ほども答弁いたしました、公共施設のあり方、また土地の利活用につきましては、まちづくりの方向性や行財政運営と大きく関わっていることであるために、将来的なビジョンを持って考えていく必要があるというふうに考えております。今回、ご指摘を受けております土地に関しまして申し上げますと、サン・アビリティーズいづかなどの福祉関連施設につきましては、市民の方々にとりまして、利用のしやすさが所在地を決定していく上で配慮しなければならないポイントだと思っております。特にサン・アビリティーズいづかは、障がいのある方の社会参加を促進するための施設でありますので、ご自身で公共交通機関を利用して施設に来ることも、社会参加のための訓練の一つとなっておりますことを考えますと、現在の場所は、障がいのある方にとっては適地ではないかというふうに考えております。しかしながら、先ほど質問議員がおっしゃいましたとおり、この場所でなければならないかというふうに言われますと、公共の交通機関を使って利用できるなどの同様な条件が満たされれば、他の場所への機能の移転は可能かというふうに思っております。議員が先ほどおっしゃいましたとおり、公共施設のあり方に関する実施計画につきましては、先ほどご紹介のあった内容が記載されております。冒頭申し上げましたとおり、市有地の有効利活用は、住みやすいまちづくり、定住政策とも絡めて考えていくことは必要なことと考えておりますが、ご指摘の土地に建っております施設につきましては、特に障がいのある方々からのご理解を得る必要がございますし、また、新たな施設機能を他所に確保する際には、その立地や事業費確保の問題など、検討すべき課題も多くありますことから、慎重な取り組みが必要であるというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

私、質問していますけれど、慎重に取り組みをしていくのは当たり前だと思っていますよ。私、軽々に質問をしているつもりはないですよ、言っておきますよ。では、お尋ねいたしますけれど、シルバー人材センターが、あそこでごみ袋を発送しているそうですけれど、それはあそこでなくてはいけない仕事なのですか。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

確かにご指摘のとおり、あの場所でなければならないかと言われますと、あの場所でもいいのかと思っております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では今回、飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会というのができましたね。学校跡地を売却するために、いろいろとまちづくりの上で判断しながら、業者さんを選定していくということで、それはそれで結構かと思っておるんですけど、では学校跡地で、あなたは移転先の話をしたら、アクセスのよさとか、そういうことを言いますよね。では学校跡地でJRの駅から、この立地適正化計画に書かれている、69ページに区域設定における距離に関する事項がいろいろ書かれているのです。これに該当する場所はあるのではないですか。測ったことがないでしょう。あるんです。ここに書いているように、生活利便施設の徒歩圏内、800メートルとか700メートルとか書いているけどですね、これに全部該当するのは、鯉田駅から、鯉田の今、廃校になった飯塚三中跡地は700メートルなんです。測ったことないでしょう。あそこは、県道に歩道もあるんです。アクセスはいいです。そしてコミバスのバス停まであるんですよ。そういうことを考えていただきたいということなんです。あそこは住宅用地として売却する予定だ



ったけれど、例えば、8900平米の土地にあるものを、全て向こうに移したと。そのときに、残る8900平米の土地の開発は、戸建てが建つか、マンションが建つかとかいうことを考えていったときに、私は想像するわけですよ、まちづくりの中。利便性がいいから、あんなに新飯塚駅の東口にマンションが建っている。商業施設も集約してきた。なお一層、利便性がいいわけですよ。新たにそこに8900平米の土地に、マンションが2棟なり3棟なり建つと、2、300戸の分譲が可能ではないかと思うのです。捕らぬタヌキの皮算用と言われればそれまでですけど。では鯉田の三中の跡地は、マンションを建てるかと言ったら、私はあそこは戸建てのほうが良いと思うのです。分譲してですね。ということは戸数が、やはり利便性が新飯塚駅のほうが良いというふうを選択する。飯塚病院が近いとか、いろいろあるから、恐らくそう思うと思うのです。今も集約されてきていますから。ということは、どちら側を住宅地として売った場合、人口がふえますかという話なのです、いいですか。例えば300戸来たとします。捕らぬタヌキの皮算用ですよ。300戸できて、2人ずつ住んだら600人ですよ。固定資産税が入る、いろいろあるから市街地だけではないかも知れないけれど、4掛ける8が32、600だから、6掛ける8は48、4800万、4800万円の交付税が来る可能性がある。それと、8900平米に対する固定資産税がどれぐらいになってくるのかなと言ったら、私自分の土地から比較して、自分の土地にかかっているのが大体9万円ぐらいなんですよ。30倍を超える広さがあるわけですよ。9万円掛ける30倍で270万円は絶対入ってくるようになる。けれど、路線価は向こうのほうが高いから、それ以上入ってくるようになる。すると下手したら、毎年5千万円は市に入ってくるのではないかなと。そんなことを考えて言ったら、機能を保障して、アクセスのいいところに、あなた方は当初からそういうふうに出てきているのだから、出てきているとおりにすれば、定住人口もふえるし、固定資産税もふえる可能性があると思うのですけれど、こういう考えはおかしいですか。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

今、質問議員がおっしゃったような考え方は、この定住人口をふやすというふうな考え方の中では、一つの方策としてあろうかと考えます。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

そういう考えに立って、何で計画を立てていかないのかと言っているのです、取り組んでいかないのですか、いってくださいと言っているのです。わかりますか。障がいのある方々のご理解を得る必要があります。慎重な取り組みが必要であると考えております。サン・アビリティーズいづかについては、あなたね、もう十数年間、初めからそういう話をしてきているのです。であれば、その間にそういう方々に、そういう話をしてくればよかったじゃないですか。社会福祉協議会に対してもそうですよ。まちの形態が変わってきているから、協力をもらう話をしましたか、ここ5年間ぐらいで。あの土地は、社会福祉協議会の土地ではないですよ。しましたか、それ。イエスかノーかだけ答えてください。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

確認をしておりますが、そういう話をしたことはないというふうに、相手方に対してですね。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

だから、今ここで少し考えていただきたいと。あなた方は、サン・アビリティーズいづかについても、平成20年から考え方を示してきているのです。先ほども読みましたように、あなた方がつくった土地の利用方法は、市が所有する土地、これをちゃんとうたっているのです。そのときに、社会福祉協議会のあの土地は外れているわけです、頭から。頭の中に入っていないのです。サン・アビリティーズいづかは入っているのです。ついでに言うと、横にある歴史資料館も入っているのですが。僕は歴史資料館の話をしていないわけではなくて、あれはあれで、住宅の環境機能としては素晴らしいものだと思っていますからね。ただ、サン・アビリティーズいづかが劣化してきていると。それと社会福祉協議会の建物も古くなっているじゃないですか。補助金も出しているじゃないですか。5500万円ですよ。そういうことを考えると、別に出すとか、何も言っていないですよ。出して構わないですよ。社会福祉のために一生懸命にしてもらっているのだから。だけど、場所が、あそこが未来永劫に飯塚市のためにいいのかどうかを検討していただきたいと言っているわけです。そういうことを、今回は考え方を改めていただきたいとか、考え方の一つに入れていただきたいということを要望して、質問を私は終わらせていただきます。よろしくお祈りします。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。3番 光根正宣議員に発言を許します。3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。今回は、「デジタル化の推進について」と「窓口業務について」の2項目について質問させていただきます。どうぞよろしくお祈りいたします。

近年、デジタル技術を活用した取り組みが急速に広まってまいりましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の対応策として、人と人との接触を避ける生活が求められている中、これまで以上にDX、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるデジタル革命の必要性が注目されております。1人一律10万円の特別定額給付金や雇用調整助成金のオンライン申請などでは、一部混乱や不安が生じたこともあり、まだデジタル化のメリットを感じることは少ないように思われますが、2030年問題と言われる少子高齢化による労働人口の減少は避けられず、早急なデジタル化による業務の効率化が欠かせません。

そこで政府は、行政サービスのデジタル化に本格的に動き出しました。昨年12月、閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化と示されました。住民目線で手続きの簡素化、利便性の向上に努めることがデジタル化の意義であると思っております。さらに、9月のデジタル庁の創設を柱とするデジタル改革関連の6法案が可決成立し、5月19日に公布されました。

それでは、お尋ねいたします。この法案について、特に力を入れて取り組んでいくことは、どのようなものですか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

この6法案において特に力を入れて取り組む項目につきましては、まずマイナンバーカードの利便性の向上、普及促進及びオンラインの手続の推進がございました。また、住民記録、地方税を初めとする地方公共団体の基幹系システムについては、国において標準仕様を作成し、その仕様準拠したシステムの利用を求めています。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

それでは、本市のデジタル化の現状についてですが、飯塚市地域情報化計画については、昨年度の見直しにより、令和3年度から令和5年度間の具体的なICT施策を策定されているとは思いますが、まず、オンライン手続の現状についてお伺いいたします。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

現在、図書館の貸し出し予約、スポーツ施設の利用予約、集団検診予約、イベントへの参加申し込み、水道使用開始届、地方税申告手続についてオンライン申請が可能となっております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

次に、地方公共団体情報システムの標準化についてお伺いいたします。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

国におきましては、令和7年度を目標年度とし、住基、地方税、児童、介護などの基幹系17業務システムについて、国の作成する標準仕様準拠した情報システムへの移行を求めています。また、地方公共団体の情報システムの運用経費を令和8年度において、平成30年度比で少なくとも3割削減を目指すこととされています。

本市におきましても、現在、業務の効率化や割り勘効果による経費削減を図ることを目的に、7自治体で自治体クラウドによる共同利用を実施しておりますが、次回リプレース時期であります令和7年度に向けて、情報システムの選定やガバメントクラウドの活用について検討する必要があります。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

次に、デジタル化にRPA、ロボットによる業務の自動化やAI、人工知能を活用することで、業務効率化がさらに高まると思いますが、RPAやAIの活用について、現況をお伺いいたします。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

RPAにつきましては、現在、実証事業に取り組んでおり、基幹系業務では軽自動車税における廃車手続の自動入力、内部系業務ではホームページの自動更新など、さまざまな業務で活用について効果を検証しながら、本格導入に向けて取り組んでいるところでございます。また、業務フローを可視化するツールでありますBPRソフトと組み合わせることで、RPAを効率的に業

務に適用したいと考えております。

AIにつきましては、今年の1月より市のホームページや公式LINEにて、ごみ分別、子育ての分野において、AIチャットボットの実証運用を始め、4月より本格導入を行っております。対象分野につきましても、コロナ関連分野など徐々に追加をいたしております、月5千件程度の問い合わせがございますが、正答率がまだまだ低く、正答率を向上させるための再学習を随時行っている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

ホームページにAIチャットボット、ぼたぼんのがありますけれども、月5千件ということでもかなり多いかなと思います。正答率がまだまだ低いということで、ここの正答率を上げて、利用者もどんどんふえていくと思いますので、しっかりとこの点よろしくお願いたします。

次に、本市では無料通話アプリ、LINEを活用して情報発信を行っておりますが、このLINEを活用するメリットについてお伺いたします。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市ではLINEを初めとしまして、SNSによる情報発信力の強化に努めておるところでございます。その中でも、LINEは他のSNSに比べ、アプリを利用される方が非常に多く、本市の公式LINEにつきましても、多数の方にご登録をいただいております。このようなことから、市からのお知らせ等を多くの方に効果的にお伝えすることができるということが一番のメリットではないかというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

確かに、このLINEというのは身近なツールとしてスマホを持っておられる方は、ほとんどの方がLINEを活用しているのではないかなと思います。それを活用した情報提供は不可欠だと思います。デジタル先進地でもある福岡市などでは、デジタル化の一環として、LINEと連携して、道路、河川や公園の不具合の通報や粗大ごみの収集の予約など、生活に密着したサービスや災害支援で活用しているという事例がございます。本市では、情報を発信するというツールとしての活用にとどまっていると思いますので、市民からの申請ツールとしての活用についてもご検討いただければと思います。

次に、行政手続のデジタル化を進めていく上で重要になってくるのが、マイナンバーカードの普及だと思います。昨日の同僚議員への答弁にもありましたが、本市のマイナンバーカードの交付率は34.6%ということでした。全国では30%ということで、ちょっとだけ進んでいるようには思うのですが、このオンライン申請については、マイナンバーカードの電子証明書による本人確認を伴うマイナポータルへの活用が国の指導で進んでいくようです。マイナンバーカードを活用したオンライン申請について、現状をお伺いたします。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

オンライン申請につきましては、電子証明書を利用することにより本人確認を行う申請についてもオンライン化が可能となります。現在、マイナンバーカードの電子証明書を活用したオンライン申請につきましては、各種証明書のコンビニ交付を実施しております。また、マイナンバーカードではございませんが、電子証明書を付したICカードによる電子入札を実施

しておるところでございます。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

国が示しております、このマイナポータルの今後の活用方法についてお伺いたします。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護を初めとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップで行えたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりするサイトのことでございます。今年の5月から、マイナポータルに地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク、通称L GWANとの接続機能であるマイナポータル申請管理の運用が開始されております。今後は、この機能を活用することにより、法に基づく署名を必要とする申請行為、例えば、子育て関係の児童手当の現況届や介護関係の要介護・要支援認定などのオンライン申請を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

マイナンバーカードの普及とともに、このマイナポータルの周知徹底を同時並行でお願いしたいと思います。

先ほど申しましたデジタル関連6法において、デジタル庁の設置、情報システムの標準化、マイナンバーの活用推進とともに、このポイントとなっているのは、押印の廃止による手続の簡素化であります。行政手続のオンライン化を進める上では、紙ベースで行ってきた押印を廃止することも必要となり、両者は密接に関連すると思いますが、本市において押印廃止が可能な申請はどれくらいあるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

押印の見直しにつきましては、昨年12月定例会での一般質問におきまして、市民や業者等とのやりとりに関する申請書などが約900帳票あると答弁いたしております。その後、行政内部の所属間でこの手続についても同様に調査いたしましたところ、先ほどの帳票分も含めまして、1900弱の帳票となっております。今後は、これらの帳票についての押印の見直しに係る調査を行い、可能な限り押印廃止を検討することといたしております。行政のデジタル化の推進に向けましては、申請書等の押印見直しは必要なことでありますので、鋭意進めてまいりたいと考えます。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

押印見直しに係る調査はこれからということですが、現時点の見込みで構いませんので、この押印廃止となる申請書等は、全体の何%になると想定されておるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

調査に当たりますのは、内閣府の示すマニュアルに基づいて行いますが、国や先進事例では8割から9割前後の見直しを行ったということでございますので、それらの内容を参考にしながら

ら、本市も進めてまいりたいと考えております。法的な面を含めて押印の見直しが可能かどうかを各所属にて確認していく予定となりますので、現時点において、押印廃止可能な申請等が全体の何%になるかといった内容については、今後の調査で明かになるものと考えております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

わかりました。では、押印廃止をいつまでに完成させるといった計画は策定されているのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

現時点で特段の計画を策定しておるといことはございません。押印の見直し調査は近日中に実施予定としておりまして、その結果を集約後、押印廃止に係る例規等の改正作業を行うことといたしております。約1900帳票を一つずつ確認していくこととなりますので、一定の期間は必要になりますが、可能な限り早い段階で完了したいと考えております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

先ほど申しましたデジタル先進地でもある福岡市では、2019年1月に着手してから1年9カ月で、約3800種類の押印を廃止したと聞いております。今の答弁で可能な限り早い段階ということですので、3800のちょうど半分の1900ということ、1年9カ月であれば、10カ月ということ、今年度中を目途に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、飯塚市では平成30年3月に飯塚市地域情報化計画を策定し、デジタル化に取り組んでこられたと思いますが、今までの成果と今後の具体的な取り組みはどうなっておりますか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市では、飯塚市地域情報化計画に基づき、地域拠点への公衆無線LANの整備、IoTを活用した河川水位測定、鳥獣駆除対策の実証事業、モバイルワーク・テレワークの実証事業、ペーパーレス化の推進、オープンデータの活用促進や専門部会によるICT活用の調査研究などに取り組んでまいりました。

また、今後でございますが、本市が取り組むべきデジタル化の施策は、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、セキュリティ対策の徹底など、さまざまな施策を並行して進めてまいりますが、まずはマイナポータル等を活用した行政手続のオンライン申請と、それによりデジタル化されたデータを用いてのRPAやAIなど、ICTを活用した業務の自動化を実現し、市民の皆様の利便性向上と業務の効率化に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

次に、デジタルデバイド、いわゆる情報格差についてでございますが、デジタル化が進めば市民の利便性が向上する一方で、デジタル技術になじみず取り残される方もいらっしゃるかと思います。特に高齢者においては、これは内閣府の調査ですけど、60代で25%、70歳以上で57%はスマホを使用していないという調査が出ております。その方たちへの対策についてはどうお考えですか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

令和2年12月に閣議決定されましたデジタルガバメント実行計画におきましては、デジタルデバイド、いわゆる情報格差の対策として、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるようなシステム設計や音声認識による対話形式での入力等に加え、オンラインによる行政手続、サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにするデジタル活用支援員などに取り組むとされております。本市におきましても、インターネット環境がない方や扱いの苦手な方への対応は非常に重要であると考えております。本市では、インターネット環境がない方や扱いの苦手な方にも、市からの緊急情報やイベント情報などをタイムリーにお届けするため、テレビ放送のdボタンを活用した情報発信サービスを6月1日から開始するとともに、使用方法などを記載したチラシを全戸配布して周知を図っておるところでございます。今後ともデジタル化による利便性の向上とともに、情報格差を生じさせない、きめ細やかな行政サービスの提供に努めます。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

どうぞよろしく願いいたします。コロナワクチン接種の予約においても、ご本人が予約する場合は、高齢者の方、本人が予約する場合は、電話ということが多いと思います。ネット予約は子どもさんにしてもらったり、また、お孫さんであったりとしたケースがほとんどではないかと思えます。高齢者の方々が不便を感じないようにスマホ教室など、また、自治会や老人会への出前講座とか、スマホ講座ですけれども、また、希望される方には端末の貸し出しを行うなど、身近に感じてもらう機会をふやしていただきたいと思えます。

最後ですけれども、国においては本年9月にデジタル庁を設置し、省庁の縦割りを越えて組織横断的な施策に取り組み、我が国のデジタル化を加速させることを目指しております。今回、答弁がありましたとおり、本市においてもデジタル社会の実現に向けて、多種多様な取り組みが求められております。このようなさまざまな取り組みを成功させ、デジタル化を推進するためには、本市においても横断的な組織体制、例えば、デジタル戦略室などを整備する必要があるのではないかと思います。デジタル人材の確保、また、育成とあわせて、そのような組織体制を整備していただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、「窓口業務について」お聞きいたします。市民課での手続内容別の過去3年間における利用件数を教えてください。

○議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

お客様が来庁されて順番をとられます発券機による件数でお答えをいたします。平成30年度は、戸籍関係5174件、マイナンバー関係5705件、諸証明関係5万9751件など計9万2177件となっております。令和元年度は、戸籍関係5120件、マイナンバー関係8115件、諸証明関係5万8111件など計9万2543件で、令和2年度は、戸籍関係4710件、マイナンバー関係1万8739件、諸証明関係5万6723件など計9万9080件となっております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

では今、木曜日の延長窓口がありますけれども、この利用件数は何件で、効果はどのように考

えておりますか。

○議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

各年度の合計でお答えをいたします。平成30年度は2221件、令和元年度は2330件、令和2年度は2302件で、過去3年間の木曜延長時間1回の利用件数は平均で48件となっております。また、延長窓口の実施が市民のニーズに対応できていると考えております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

利用者の方も大変喜ばれているのではないかと思います。

では、窓口対応時に待ち時間が長いなどのクレームはありますか。

○議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

待ち時間に関しましては、特段のクレームはございません。市民課職員及び窓口業務委託従事者ができるだけ迅速で丁寧な対応を心がけておりますので、スムーズな窓口対応ができているものと考えております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

それでは、飯塚市として待ち時間の長さの緩和などについて、どのような工夫をされておりますか。

○議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本市では、窓口業務の一部を民間委託することで、繁忙期や繁忙時間に業務従事者を増員するなど、柔軟な人員配置が可能となっております。また、マイナンバーカードの手続関係では、長くお待たせする場合がございますので、対応職員数を増員するなど体制整備を行っているところでございます。さらには、窓口の混雑緩和の一助となればと考え、令和2年度から混雑ランプをホームページに掲載し、信号の色で混雑状況をお知らせすることといたしております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

次に、ワンストップ窓口についてお聞きしたいと思うのですが、特に死亡時の手続等に関してですけれども、ご家族の方などが亡くなった場合、ご遺族の手続について本市ではどのような対応をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本市では、市民課で死亡届受理後に住民異動届を作成し、住民基本台帳異動処理を行い、埋火葬許可証を発行いたします。その後、死亡届の提出に来庁されるのは、主に葬儀会社の方が多いことから、死亡に関する行政手続の案内書類をご遺族へお渡ししていただくようお願いをしているところでございます。また、後日、ご遺族が死亡関連手続のために来庁され、関係課で必要な手続を行われます。ご遺族ができるだけわかりやすく手続ができるように、総合案内や市民課



窓口職員で関係課へのご案内を行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

年間どれぐらいの方が、お亡くなりになっておられるか、過去3年間の実績を教えてください。

○議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本市に住民票があり、亡くなられた方は、平成30年度は1625人で、令和元年度は1665人、令和2年度は1586人となっております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

これらのお亡くなりになった方の死亡関連の手続について、ご遺族が手続をスムーズにできるような配慮をされておられますか。

○議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本市では、市民の方が関係課へ移動しやすい効率的なワンフロアサービスを行っております。さらに、総合案内を設置し、積極的に来庁者の方へ声かけを行い、関係課へのご案内を行っているところでございます。市民課におきましても、住民異動届等の際に、その他手続が必要となる関係課へのご案内を行っております。さらには、ご遺族がよりわかりやすく手続ができるように、死亡関連手続の内容を一つにまとめた冊子「（仮称）おくやみハンドブック」を今年度中に作成することにしております。今後も来庁される皆様にわかりやすい、安心できる窓口対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

この「おくやみハンドブック」の作成予定ということで大変喜んでおります。作成が完了したときには、ホームページ等にも詳しく手順をわかるようにしていただければと思いますし、この死亡関連手続は、死亡された方の状況もさまざま複雑なものかと思えます。手続がワンフロアで済むとは言っても、高齢なご遺族の方には移動するのも大変だと思われれます。以前、同僚議員からも要望がございましたが、死亡関連の手続がワンストップで行えるおくやみコーナーの設置を検討していただきたいと思えます。これについては、政府も設置の支援として、おくやみコーナー設置ガイドラインやおくやみコーナー設置自治体支援ナビなどの提供をしておりますし、今後、本市のデジタル化が進む中で設置も可能ではないかと思えます。業務の効率化、遺族の負担軽減のため、ぜひ検討していただくよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。9番 永末雄大議員に発言を許します。9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

それでは通告に従いまして、質問させていただきます。今回は、通告しておりましたが、「リーガルチェック体制の構築について」という、この1点についてだけ、質問をさせていただきますので、どうぞ答弁のほうをよろしくをお願いします。

まず、日々の新型コロナウイルスの対応、本当にお疲れさまでございます。いまだかつて経験したことがなく、先が見えそうで見えない状況であって、どうすれば正解にたどり着くのか、そもそも正解が何なのか、さまざまな市民ニーズがあって、価値観がある中で、誠心誠意対応しようとするほど、うまくいかないもどかしさみたいなものを感じていらっしゃるのではなからうかと想像しております。状況が、やはり危機的であればあるほど、市民からの求めも大きくなりますし、行政の要望も、複雑なものになっていくかと思えます。確かに大変な状況ではありますが、市民にとって、基礎自治体がいかに重要な存在であって、いかに身近な存在であるかということのを再認識いたしております。やはりこれからは、国県からの指示を受けるだけでなく、基礎自治体のみずから考え、行動していくということが必須であり、その行動がその地域の発展につながっていくと思えます。そのような主体的で積極的な行動をとることで、自治体の差別化が図られ、人が集まり、商業が栄え、利便性が向上するような、そういった地域になっていくと考えますし、自治体としましても、財政面も豊かになっていく、そのようないい循環を地域につくることがとても重要だと考えていますし、本市においては、必ずそのような地域になれると確信いたしております。

本題に入りますが、そういった積極的な市政運営は、自治体に大きな豊かさを生み出す可能性がある一方で、さまざまな権利関係というものを生じさせていく面がございます。その権利関係を生じさせるほとんどのものは、複数間で締結します契約から生じるものかと考えますが、その権利関係が崩れ、当事者間での意思疎通や合意形成ができなくなったとき、訴訟という事態に至ることがあります。飯塚市が今後さらに発展していくことを見据えまして、その中心を担っていく飯塚市役所において、組織として法的な思考力を高め、事前に法的なリスクを認識し、対処していく仕組みを構築しておくことは避けて通れないことではなからうかと考えます。そういった理由から、今回は本市のリーガルチェック体制の構築について質問いたします。

それでは、まず近年、飯塚市が抱えた主な訴訟事案について、答弁をお願いします。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

近年の本市に対する訴訟事案といたしましては、いずれも解決済みではございますが、平成24年に提起されました明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟、あるいは平成30年に提訴されました健康の森公園市民プールで発生した転落事故に関する訴訟等がございます。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

2点主なもの挙げいただきましたが、一つずつちょっとお尋ねします。まず1点目、明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟の概要、また訴訟に要した費用について、答弁をお願いします。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟の概要につきましては、平成24年12月に、市道明

星寺団地1号線の一部及び姿・囲線における大型車両の通行に関し、市の行政手続が不適切ではないかということ争点を、3件の訴訟が提起されたもので、2年3カ月後の平成27年3月に和解しております。これら訴訟に要した弁護士費用といたしましては、着手金が68万400円、成功報酬が967万6800円、合わせまして総額1035万7200円となっております。なお、成功報酬額につきましては、当該訴訟に加え、明星寺地区ごみ撤去問題に関する和解についての成功報酬も含めた額となっております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

それでは、2点目の健康の森公園市民プールで発生した転落事故に関する訴訟の概要、また訴訟に要した費用についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

健康の森公園市民プールで発生しました転落事故に関する訴訟の概要につきましては、平成28年9月、指定管理者より委託を受けた業者が、施設点検を行う際、点検口をあけたままにしたため、利用者がその点検口に転落し、骨折等負傷をする事案が発生いたしました。その後、平成30年12月に市及び施設点検業者に損害賠償請求がなされましたが、平成31年4月に、市への訴えについては取り下げがなされています。この訴訟にかかった弁護士費用といたしましては、着手金159万5160円、成功報酬が166万5801円、総額326万961円となっております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

今、2つの訴訟事案につきましてご紹介いただきましたが、それぞれ決して小さくない金額の費用がかかっておりますが、その費用もさることながら、やはり訴訟を抱えている間の、今、答弁にありましたけど、やはり数年かかっております。その担当者も心理的負担でありますとか、事務負担がふえることなどの見えない部分での負担がふえるということは、大きな問題ではなからうかと考えます。仮に、もし抱えてしまった訴訟の規模というのがもっと大きなものであった場合、その負担も比例して大きくなっていくと思います。事例によっては、通常の行政サービスに支障を来すようなことが十分に起こり得ると考えます。

それでは次に、訴訟には至らなかったが、現時点から振り返ったときに、訴訟リスクがあったのではなからうかと考えられる事案を把握されているのであれば、答弁をお願いします。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

訴訟リスクがあった事案といたしましては、令和元年度に発生したプレミアム商品券事業において、住民基本台帳事務における支援措置対象者である相手先住所が記載された関係書類を転居前の住所地に送付し、相手方の個人情報流出させ、相手方に転居の必要が生じた事案がございました。本事案につきましては、相手方と和解が成立し、訴訟には至らなかったものの、大きな訴訟リスクがあった事案の一つであると考えております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

今、部長から答弁をいただいたように、この個人情報の流出というのは、十分に訴訟事案とな

っていてもおかしくなかった事例ではなかろうかと思えます。本当に大きな問題だったと思うのですが、その事案を受けまして、どのような検証がなされ、どのような対策を講じられたのか、答弁をお願いします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

この個人情報の流出事故につきましては、DV関係でございましたので、飯塚市DV対策庁内連絡会議において、今回の事案の検証及び再発防止について協議を行いました。この流出事故の発生については、情報システムを構築し、業務を運用していく中での職員の認識不足が大きな要因でございました。再発防止に向けた取り組みといたしましては、令和元年12月13日の所属長会議におきまして、住民基本台帳事務における支援措置対象者の情報漏えいにおける再発防止として、住民基本台帳事務における支援措置対象者の個人情報についての厳重な情報管理及びシステム導入に際しては、新たに作成したチェックリストを活用し、支援措置対象者の情報漏えい対策の徹底を図ることを全職員へ周知し、注意喚起を行いました。また、あわせてDV等情報漏えい発生時の対応要領についても周知をいたしております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

これまで実際の訴訟事案と訴訟の可能性があった事案について答弁いただきましたが、先ほども述べましたとおり、もっと大きな事件となってもおかしくないものであったと考えます。実際に生じてしまった訴訟事案にしっかりと対応するということが、当然に必要なことでございますが、それとともに、そもそも訴訟に至らない体制を構築するということが大切ではなかろうかと考えます。そういった意味で、潜在的な訴訟リスクを回避するためには、法的なリスクに対する事前のチェック体制が重要ではなかろうかと考えます。本市の法務体制の現状についてお答えください。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市の法務体制につきましては、法的リスク管理におけます主体的な立場として、所管課が事務事業の実施に当たって、法的疑義が生じた場合や、相手方との利害が対立して調整のめどが立たないなど、各所管課で法的課題解決に向けた指導や助言が必要な場合につきましては、本市の顧問弁護士に対し、法律相談により意見を求め、それらの意見を参考として、最終的な市の対応方針を決定しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

今の答弁からしますと、法的な疑義が生じた場合というのは、本市の顧問弁護士に対して法律相談を行っているということですが、その答弁からしますと、本市の現在の法務体制の中核を担っているのは、この顧問弁護士への相談体制だということだと思います。ということで、確認のほうをさせていただきますが、まず顧問弁護士との契約の内容について答弁いただけますか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市では、令和2年度から顧問弁護士を2人制とし、市役所の各部署から寄せられる法律相談

に対し迅速に、かつ複雑な案件の際には、複数の弁護士から意見を得るセカンドオピニオン制度を導入いたしております。顧問弁護士との委託契約における業務内容につきましては、市の相談に応じ、法律上の意見及び指導をすること。市の作成した契約書、その他の書類の内容を検討し、添削をすることとなっております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

それでは、実際に顧問弁護士に相談を行う場合の具体的な流れというのをお答えいただけますか。こういった業務を行う中で、顧問弁護士に相談というふうなところにたどり着くのか、業務の流れのようなものをお答えいただけますか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

法的課題解決を行うべき事案が発生した場合には、まず所管課におきまして、法律顧問相談票に相談したい事案の概要、相談事案に対する担当課の法的見解、相談事案に対する関連法令等の記載をした上で、総務課の法制統計係に相談票の提出を行っていただきます。その後、法制担当職員において相談票の内容について審査を行い、顧問弁護士による法律相談が必要な案件であると判断した場合には、所管課に対し、希望する相談日時を聞いた上で、弁護士と日程調整を行い、相談日時を決定しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

まず、所管課のほうでさまざまな事案を処理する中で、相談票を作成して、それから法制統計係のほうに持って行って、内容自体もそこで審査をして、最終的に顧問弁護士による法律相談に行くのか、行かないのかというのを判断するというふうな流れだと理解しました。顧問弁護士に相談を行う場合というのは、最終的にその弁護士事務所のほうに訪問されるかと思うのですが、実際にその担当課の職員だけで訪問されているのか、それとも先ほど言われた法制の担当職員、そういったところまで含めて、訪問するような体制をとっているのか、その部分を答弁いただけますか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総務課の法制職員の同行につきましてはケース・バイ・ケースでございますが、相談する事案に応じて、所管課職員に加えて、総務課の法制担当職員も同行することがございます。これまでに総務課職員が同行した主な事案につきましては、重要な事業の実施に関するものでありますとか、所管課において、相手方との調整が難航しているものなどがございます。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

その際に、ちょっと1点思いますのが、弁護士という仕事の性質上、市の顧問弁護士を務められるような弁護士の先生ですので、ほかの業務とかも抱えながらされている状況だと思いますので、非常に忙しい状態ではなかろうかと思えます。そういったときに、実際に市の相談を持ちかけたときに、すぐにアポイントといいますか、相談の日程が組めるのか。今、市の事業に関しても、スピードアップが図られてきておりますので、ずっと引き延ばすというふうなこともなかなかできない時代になっておりますので、できるだけ早く、そういったものを日程調整していく必

要があるかと思うのですが、その点につきましては、現状どうなっておりますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

法律相談につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、弁護士2名体制をとっていること、また、緊急案件の場合につきましては便宜を図っていただくなど、迅速な対応をしていただいておりますことから、現時点において、日程調整等につきましてはスムーズに行われております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

現時点では日程の調整のほうはスムーズだということですが、それでは、近年の相談件数がどういった件数での推移となっているのか。また、具体的にどういった相談の内容を顧問弁護士のほうに行っているのか、その2点について答弁いただけますか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

顧問弁護士への相談件数につきましては、平成29年度が24件、30年度が38件、令和元年度が50件、2年度が42件となっております。近年は増加傾向となっております。また、主な相談内容につきましては、業務委託契約や賃貸借契約における法的見解を伺うもの、あるいは市有地や民有地等の不動産において生じた事案に対する対応方策に関する相談など、契約や不動産関係の相談が全相談件数の半数を占めている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

詳しい答弁をありがとうございます。現在の顧問弁護士への相談体制、その相談に至るまでの業務フローでありますとか、その件数、その相談の内容までよくわかりました。

やはりお聞きする中で、現在の法務体制には改善点があるのではなかろうかというふうに考えました。以前、ちょっと具体的な事例を申し上げますけど、庄内地区の赤坂の調整池新設事業におきまして、工事着手後に当該施工箇所に産業廃棄物が埋まっていることが判明して、産業廃棄物処理に多額の費用が必要となって、工事が中止されたということがございました。その際に、土地の売買契約書の中に瑕疵担保条項がなかったことが問題視されておりましたが、これは、今申し上げましたように、法的リスクの検討というのが不十分なまま業務を進めていたということが大きな原因ではなかろうかと思えます。契約内容のリーガルチェックを行うプロセスがなかったがゆえに、市として後々までつながる大きな課題を抱えてしまった、実際に本市で起きた事例ではないかと考えます。

先ほどの答弁から、法的疑義が生じた場合は顧問弁護士に相談をして、助言をいただいているということでしたが、この流れにちょっと盲点があるのではなかろうかと思えます。それは、そもそも職員の方が、その法的なリスクに気づかずに見過ごしてしまうケースが生じているのではなかろうかということです。その際には、リスクが潜在的なものになって、何かの拍子に、表にあらわれたときに、もう既に訴訟につながるような大きな問題になっている可能性があるのではなかろうかということです。この状況を改善するためには、弁護士への相談体制の前の段階として、法的リスクというものに対する組織内でのチェック体制というのを構築する必要があるのではなかろうか考えるわけですが、その点につきまして、答弁いただけますか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

質問議員が言われますように、法的リスクに対するチェックが十分に行われなかったことが、訴訟や本市の損害につながるため、組織内において業務執行における法的リスク管理を確実に、法的問題に起因する損害の発生を抑制することが重要であると考えております。このため、各職員の法務能力の向上を図ることを目的といたしまして、福岡県市町村研修所を初めとした外部の研修機関への職員派遣研修、新規採用職員研修における法制執務研修の実施、また、昨年2月には、外部講師を招聘しての民法改正に伴う職員研修等を実施いたしております。引き続き、各職員の法令スキルの向上を初め、業務上の法的リスクの検出につながるような研修の実施や研修派遣を行い、職員の法令スキルアップ、ひいては組織としての法令を遵守した適正な事務を確保できるような体制を整備してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

先ほども述べましたが、職員の方が事務事業を処理する中で、法的なリスクがあるのではないかということに、まず気づかなければ、そもそも組織内で共有されることもありませんし、先ほど答弁いただいた業務フローの流れの中では、弁護士への相談までに、そもそも至りません。そういう意味では、今答弁いただいたように、職員への研修の充実というのは、これはもう必須事項だと考えますので、しっかりと行っていただくことを要望いたします。

それとともに、近隣の直方市では、任期付職員として、弁護士2名を雇用されて庁内に配置をされ、業務上の法的課題解決に向けた職員の方への助言などを行っているというふうに伺っておりますが、そういった体制を構築するというのも一案かと思うのですが、こういった仕組みを検討するお考えはありますか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

弁護士を任期付職員として雇用している自治体おきましては、相談に至るまでのスピードが速いことが利点であるという意見を伺っております。本市の法律相談の現状といたしましては、顧問弁護士2名体制であることから、相談日程の調整がスムーズであること、また、顧問弁護士2名のうち、1名の事務所は市役所から徒歩2分程度の距離であることなどのことにより、迅速、適切な相談体制が構築できていると考えております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

先ほども述べたのですが、今飯塚市に足りていないのは、事務事業の早い段階でのリーガルチェック体制ではなかろうかということを考えております。今の答弁からしますと、顧問弁護士に至る前段階に課題があるというふうに、私、指摘しておりますので、顧問弁護士への相談がスムーズにいくかどうかというのは、これはもう別の問題ではなかろうかということをお聞きしたいと思います。

別の自治体で、大阪市におきましては、法的リスク審査に関するガイドラインを策定して、全庁的な法的リスク審査をルール化しております。具体的な取り組みについては、各所属において、法的リスク審査を実施する必要があると判断した場合において、法曹資格を有する職員と行政事務に精通して現場を熟知した行政職員がペアを組んだ審査チームによる法的審査を行う仕組みというのを導入されているようです。こういった取り組みを、まず顧問弁護士に相談に行く前に、きちんと法的リスクを抽出できるような、その業務プロセスの中で抽出できるような仕組みこそ導入すべきだというふうに考えるのですが、再度、答弁いただけますか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市におきましても、組織として法的リスクの有無を的確に判断し、個人の裁量や技量、前例踏襲によらない業務執行となるよう、事務の適正な執行を確保する体制を整備し、運用しなければならぬということにつきましては、議員のお考えと同様に考えております。大阪市のような先進自治体の例も参考にしながら研究をしてみたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

市長、私は今回この質問だけしかさせてもらっていないのですが、今、お聞きいただいたかと思うのですが、やはり、今の飯塚市の持っている法務チェック体制というのは、確かに弁護士の先生を2名置かれて、その部分についてはさまざまな意見を伺えるというところで、すぐれた仕組みかと思うのですが、先ほどちょっと実例も挙げましたが、そういった実例を見ましても、もしかしたらそこに至るまでに、ちょっと法務体制にすきがあるかもしれないというのを感じております。ぜひ、今後、飯塚市はさらに発展していくと、私は思っているのですが、そういったことになる際にも、やはり民間の事業者の方とどういった契約を組んでいくのか、新しいことにいろいろチャレンジしていくということは、ある意味、そういったリスクをとるということにもなってきますので、そういったことを考えますと、職員の方を守るという意味でも、チェック体制というのをしっかりと構築すべきではなからうかと思うのですが、ご答弁いただけますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

御承知のとおり1名体制でありましたものを、違った弁護士さんも法律に基づいた見解をお示しになるわけですが、各人によりまして、その見方、指摘のあり方等が違う場合もありますので、より厳密にするために、複数体制ということをとりました。もう一つの理由は、今質問者がおっしゃっているように、職員が相談しやすい形をとりたいということで、現状の体制で行っておりますが、職員として雇い入れることも、実はそのときに検討しました。どれぐらいの費用をお支払いしなければならないかということも調べました。そうすると、今のうちの現状では、将来的には質問者がおっしゃっているようなことになることもあるかと思いますが、現状では、その費用に応じただけの日常のお仕事、その方がしていただくだけの業務量はない。それで、現状のような形としていただいております。そういったところも含めまして、今後、明らかにリーガルリスクマネジメントということも、ますます必要になってくることは認識しておりますので、しっかりと研究・検討してみたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

以上、今回リーガルチェック体制の構築についてさまざま質問をしまして、提言もさせていただきました。ぜひ、検討で終わるのではなく、実際に市役所の仕組みをどんどん改善させていていただきたいと思っております。事前のチェック体制の構築ということですので、潜在的なリスクに備えるということになります。実際に起きていないこと、見えないことに対応していくというのは困難な部分もあるかと思いますが、ぜひ、飯塚市が今のままとどまっているのではなく、どんどん大きな可能性のある自治体になっていくことでありましたら、ぜひそういった想像力を働かせて、しっかりとした取り組みに期待したいと思っております。



また、リーガルチェック体制の構築を検討する際に、同じく検討していただきたいのは、市役所内部でのセキュリティーチェック体制についてでございます。具体的には、市役所本庁舎だけでも、日々、数百人の職員の方が働いております。そして一般市民も含めまして、さまざまな方が頻繁に出入りをされているかと思えます。先ほど個人情報保護は大変に重要だというふうに述べましたが、行政機関というのは個人情報がかつても集積された、そういった機関でございます。情報流出事例などを見ますと、案外、関係者による情報の抜き取りとかということがあっているというふうに聞きます。本市においては、そのような事例は起こらないということを信じてはおりますが、ある意味、しっかりと、真面目に仕事をされている職員の方を守るという意味でも、今後、必要な措置ではなからうかと思えますので、このセキュリティーチェック体制の構築というのについても、同様にしっかりと検討いただきますようお願いいたしまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。10番 深町善文議員に発言を許します。10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

それでは質疑通告に従いまして、お尋ね申します。このたびは2点、「農業及び農業用水について」と「企業誘致」という2点についてお伺いします。

まず、「農業及び農業用水について」ですが、農業の必要性については、先日の城丸議員の質問で市のほうも十分理解できたと思えますので、私も全く同感だと思います。そこで、私のほうからは、農地のインフラ整備についてお尋ねしたいと思います。

そこで、基盤整備後の農地転用について、市内の農地には基盤整備等、国や県による補助事業等の対象となった農地がたくさんあると思えます。その農地において、農地を農地以外のものにする農地の転用は可能なのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地につきましては、農地区分が第1種農地と判断され、生産性の高い農業の実現という観点から確保・保全することが必要な農地であり、農業上の利用の確保を図るため、転用を原則として許可しない農地として位置づけられております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

原則としてということですが、近年、補助事業等で農地として整備された土地で、山間部にあり、水田にも適さない。何も耕作されず、また、転用もできないという農地が多く発生していると思えます。例外に転用可能な場合もあり得るのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

先ほどの答弁と重複する点もございますが、第1種農地は、集団的に存在する農地、公共投資の対象となった農地及び農業生産力の高い農地でございます。農業上の土地利用を確保していく度合いが高い農地であります。原則として農地の転用を許可しない農地として位置づけられております。しかし、第1種農地の転用を絶対に認めないとするのは、土地が有限の資源であることが考慮され、国民経済の発展や農業・農村の維持発展から見て、相当ではない場合も考えられます。そのため、公共性の高い事業に供される場合、農業関係施設の用に供される場合、用地の選定に制限がある用途に供される場合等につきましては、第1種農地であっても例外的に許可されることがございます。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

第1種農地であっても、例外的に転用が許可されるということですが、宅地として開発される場合などに例外的に認められる場合はあるのですか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

農地法施行規則第33条第4号に、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」というのがございます。先ほども答弁させていただきましたとおり、いろいろな例外規定がございます。具体的な計画をお持ちの場合には、そのケースに沿って例外規定に合致するかどうかも含めまして、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご相談をいただければと思っております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

しつこいようですが、その例外等に該当すれば転用は可能ということか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

例外規定に該当し、かつ転用計画の妥当性、周辺農地への影響等その他に関して、農業委員会において協議をさせていただきまして、許可権者であります県への意見書を進達し、その後、許可を受けることとなります。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

よくわかりました。その例外等に該当すれば転用の可能性もあるとの答弁ですが、基盤整備が終了して20年が経過し、支払い精算後は転用が自由にできると、20年が経つと思われの方も多くいらっしゃるように思います。1965年の土地改良長期計画以来50年が過ぎ、農地のありよう、農地の活用も随分と変化していっています。この変化に対応すべく、スピード感のある変化が必要になってくるのだと思います。これは要望として伝えておきます。

次に、農地耕作放棄地について、お尋ねします。近年、全国の農業従事者の平均年齢は67歳、また農業従事者の人数は直近5年間で46万人が減少し、200万人おられた人口が152万人となっています。高齢化や担い手不足により、山間部にとどまらず、平地でも荒れた農地が増加してきています。今後、平均67歳の従事者にとって、このままだと5年か10年後には地域消滅の危機も出てくるおそれさえあります。要は急を要することだと思います。耕作放棄地、また農地の担い手不足に対して、本市はどのような対策をしていくのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

耕作放棄地の発生及び解消に向けて、農地中間管理事業を活用した農地集積を促しておりますが、農地の貸し手と借り手がマッチングできた状態で申請しなければ、貸し付け、借り受けが成立することが難しいため、思うように集積が進んでいない現状であります。しかしながら、そのまま放置すると耕作放棄地は増大することになることから、担い手不足の解消に向けた新規就農者の確保や支援を、JAふくおか嘉穂などの関係機関と連携し、取り組みを行っておるところでございます。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

担い手不足の解消に向けた新規就農者の確保や支援を、JAふくおか嘉穂などの関係機関と連携して行う取り組みとは、具体的にはどんな取り組みを行っていかれますか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

本市におきましては、市内で新規就農を希望する者に対し、一本化した相談窓口で相談活動と就農支援対策を実施することにより円滑な就農の支援を図り、新規就農者が希望する営農形態による安定的な農業に資すること及び農業経営を営む者、またはその団体が地域の農業振興を図ることへの支援を目的として、本市、飯塚普及指導センター、福岡嘉穂農業協同組合、福岡県農業協同組合、飯塚市農業委員会の5団体からなる飯塚市がんばる農業応援協議会を設置しております。

具体的な活動としましては、新規就農希望者の相談対応・支援活動、市・県に対しての各種補助金申請の補助を行い、新規就農者が継続して営農が行えるように支援を行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

農地の耕作放棄地は、2、3年もすると農地に使えないようになる、不向きな農地になっていきます。急ぎ対策をとって支援をお願いしたいというふうに思います。これは要求しておきます。

次に、農業用水、水利権についてお尋ねします。ここでは、久保白ダム土地改良区が維持管理されておりますダムの農業用水について、農業用送水管の施設及び設置の時期についてお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

質問議員が言われます久保白ダム土地改良区が維持管理されております久保白ダムの農業用送水管につきましては、昭和47年から59年にかけて整備されております。送水管は全長1万2488メートルとなっており、飯塚市内では久保白から庄司までが受益地となっております。津原にあります揚水機場からの自然流下により送水いたしております。農業用水路やため池などへのバルブを操作する分水工は全部で26カ所となっております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

最も古い管については49年間経過しているということでしょうか。地区によっては老朽化の影響によるものか、水量が非常に少なくなって想定ほどには出ていないところもあると聞いておりますが、送水管の老朽化についてお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

送水管全体の調査を行うことができないため、全体の老朽化の内容については把握できておりませんが、送水管は49年から37年が経過しており、老朽化が進んでいるものと思われます。毎年、漏水が数カ所で発生し、その都度、補修工事は行っておられますが、その対応に苦慮されているところがございます。老朽化の影響によるものかどうかは不明であります。過去数年間は想定したようには送水できていないような状況があるとのことでございます。今後は施設維持に向けての取り組みが必要な状況にあるというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

受益地内の農家にとって、久保白ダムの水は必要なものであります。送水管が老朽化し、漏水していることから、あるいは適当に操作ができないから送水ができませんということではなく、きちんと費用をかけて維持補修を行い、適切な時期に適量の農業用水を農家に届けることができるようお願いしたいと思います。

続きまして、農業用水の水管理についてお尋ねします。農業用水の管理はどのように行っていますか。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

農業用水につきましては、農地等に利用するほか、地域の生活排水の役割を果たすもので、水路の草刈り、清掃や泥上げなど、日常的な維持管理は原則的に利用されている農区並びに生産組合をお願いしております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

日常的な維持管理は原則的に利用している農区及び生産組合をお願いしているということですが、農業用水の水路の破裂、破損、改善が必要になった場合の市の対応は、どのようになっておりますか。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

農業用水等を含む農業施設の破損や改善要望につきましては、利用されている農区並びに生産組合から、本庁並びに各支所経済建設課に提出された情報提供や要望により対応しております。小規模な要望につきましては、現地確認を行い、緊急性や危険性を判断し、急を要する場合には早急に対応を行っております。ただし、測量等を要し時間が必要な案件につきましては、応急措置を講じ、農繁期外に対応するなどしております。また、水路やゲートなどの大規模な改善要望につきましては、国や県の補助事業を活用し対応することとなっております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

農業用水というのは、何百年も前から代々農家がつくってきた水田に対する歴史的なものがあ  
ります。だから、農業用水イコール米づくりということになっている。農業用水路、距離にする  
と地球何周分もあると思うのですが、これは江戸時代から、その前から農業をやってきたこの地  
域の方々が一生懸命つくってきた用水路、これを守っていかなければならない。今後とも、整備、  
補修に力を入れて十分にやってもらうようお願いして、この質問を終わります。

次に、農業用水のため池について質問します。市内にあるため池の数並びに役割について、お  
伺いします。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

市内には377カ所のため池が存在し、農業用水はもとより洪水抑制や、さまざまな生物の生  
育場所、さらには防火用水の水源等の多面的な役割を担う地域の大切な施設であります。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

ため池の管理についてお伺いします。ため池の管理はどのように行っていますか。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

管理につきましては、農業用水と同様に、日常的な管理につきましては、原則的に利用されて  
いる農区並びに生産組合にお願いをしております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

ため池のメンテナンスについてお伺いします。先ほど、日常的な維持管理は原則的に使用され  
ている農区及び生産組合にお願いしているということですが、ため池の漏水や異常があった場合、  
どのような対応を行っていますか。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

漏水など異常があった場合には、農業用水と同様に、本庁並びに各支所経済建設課に連絡して  
いただき、市により現地確認を行い、事業規模に応じて国や県の補助事業を活用し対応を行うこ  
ととなっております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

どの農区も同じと思いますが、高齢化によりため池の水抜き、維持管理も難しくなっている状  
況だと思います。若いころは、水につかって、栓を抜いていたということですが、今は、言っ  
ているように70歳も近くなれば、水に入って、つかって抜くということもできません。そこで、  
今後さらに高齢化が進む中で、市としての対応はどのようになっているのですか。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

高齢化が進み施設の維持管理が難しくなっている状況につきましては、市も認識をしており  
ます。今後、簡易に操作できる施設の改善に向けて国や県と協議を行いながら、活用できる補

助事業について模索、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

最後に、農業従事者は、近年、高齢化と担い手不足が進んでおります。農業を維持していくことに大変苦慮しております。そこで、農業施設の操作性の向上を図り、農業従事者の安全と生産性を高めていく上で、市の応援が必要不可欠であると思います。今後とも、より一層の支援体制の構築をお願いして、この質問を終わります。

続いて、「企業誘致について」質問させていただきます。先週の6月8日の新聞に載っていたのですが、「1000自治体でテレワーク、政府、地方創生へ数値目標」として見出しで出ていましたが、東京一極集中の是正を目指し「まち・ひと・しごと創生基本方針案」が7日に判明したと書かれておりました。要はコロナ後のテレワークを通じて、地方への移住や企業誘致を進め、取り組みをする自治体を2024年度までに1千自治体にふやす目標をつくるということでした。

次に、企業誘致の現状についてお尋ねします。産炭地域の振興を図るため、飯塚市は大学の誘致とともに企業誘致に力を入れ、多くの工業団地に工場を誘致することができました。これまでの企業誘致の取り組みについて、現状をお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

飯塚市内には23の工業団地があり、団地内に160の工場や事業所が立地しております。議員ご指摘のとおり、市内10カ所の工業団地は産炭地域の振興と浮揚発展を目的に、昭和39年から昭和57年にかけて産炭地域振興事業を担う地域振興整備公団、現在は中小企業基盤整備機構に統合されておりますが、同公団が整備し、現在も88の工場等が立地しております。直近では平成22年に整備した鯉田工業団地につきまして、6社の工場が進出し、市有地の売却額は全体で13億2千万円、固定資産税収入は3億円を超えております。また、近年では都市圏IT企業の誘致に取り組み、8社のオフィス誘致を実現しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

私は企業誘致の最大の効果は、雇用の創出にあると考えております。雇用がふえることによって定住の促進になり、ひいては飯塚市の人口増につながっていくことと考えております。企業誘致に、製造業は雇用の多くが見込まれます。特に製造業が多くの雇用を生むというように思っております。そこで企業誘致、特に製造業の雇用の状況についてお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

平成20年に企業立地促進補助金交付要綱を施行し、工場等の新設、移設及び増設に伴い、市内居住者を新規に5名以上雇用した場合に補助金を交付する制度を運用しており、平成20年度以降、令和2年度まで18社、526名の新規雇用が生まれております。また鯉田工業団地では、市内居住者に限りまして、正社員、パートの方を合わせて、中村精工株式会社の予定雇用数を含めまして、6社合計で200名近い雇用が生まれております。

なお、ハローワーク飯塚における筑豊地域の直近の雇用情報、4月の雇用状況について、新規求人数は全体で2484名。その中で製造業は医療・福祉に次ぐ2番目の多さで、342名の求職者を求めているところでございます。また、統計いづかの産業別事業者数及び従業者数では、

平成28年の経済センサスの数字となりますが、市内の製造業は344の事業所があり、従業者数は7502名となっておりますのでございます。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

製造業の全体で7千名以上の雇用が生まれているわけですが、飯塚市は片峯市長の努力もあり、教育先進地域と言われております。2つの理工系大学を含む3つの大学、短期大学があります。企業誘致は飯塚市で育った優秀な人材の受け皿にもなります。人材の流出防止にもつながる取り組みだと考えております。

そこでお尋ねします。大学生の就職状況、地元定着率について、学生数や卒業生とあわせて、わかれば教えてください。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

飯塚市が実施しております令和2年度の市内3大学学生数等の実態調査をもとにお答えさせていただきます。飯塚市内には、近畿大学産業理工学部、九州工業大学情報工学部及び近畿大学九州短期大学の3つの大学、短期大学があり、学生数は短期大学の通信教育部の学生1970名を除き、大学院生を含めて合計で4218名となっております。卒業生数は1087名、うち就職決定者は803名、大学院進学者等が284名となっております。就職者803名の就職先について、県外が542名、県内が261名、そのうち飯塚市内が30名、割合といたしましては全体の3.7%となっております。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

卒業生のうちの3.7%が飯塚市内に就職してくれるということですが、これは大変低い数字だと思います。原因としては幾つかあると思われませんが、飯塚市に大学生の受け皿となる企業が少ないことにあるのではないかというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

また、大学生の受け皿となる企業と言えば、恐らく大企業が考えられますが、本市に一部上場、または二部上場と言われる企業がどのくらいあるのか、把握していればお知らせください。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

私どもといたしましては、飯塚市内には学生の採用に積極的な企業もあるし、学生にとって魅力ある企業も立地していると考えておりますが、議員ご指摘のとおり、その数は多くはありません。大学生の地元定着率の低い要因といたしましては、受け皿となる企業の少なさ、学生に対する市内企業の情報発信の不足、そして学生の就職に対する意識にあると考えております。

市内企業の情報につきましては、アルバイトや合同会社説明会などを通じて、学生の皆さんに企業を知っていただく取り組みを行う必要があると考えており、インターンシップ型アルバイトや合同会社説明会を実施することといたしております。

学生の就職に対する意識につきましては、昨年度の九州工業大学情報工学部との意見交換の中でお話がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり学生の意識は変わりつつあると。これまでは大企業、東京志向の学生がほとんどであったが、今年度はローカル志向、自分のやりたいことがやれる会社への就職希望、また、起業、会社を立ち上げたいと考える学生がふえてきているとのことで、つなぐカフェなどの活動を通じて学生と企業とのマッチングや起業、創業の支援の機会をふやしていきたいと考えております。

なお、市内の上場企業の工場、事業所につきましては、工業団地内におきましては、東京証券取引所市場第一部の企業の工場等が7カ所、市場第二部の企業の工場等が3カ所、合計、上場企業10社の工場等が立地しておるところでございます。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

企業誘致の現状については、よく理解できました。また、企業誘致がなければ、産炭地からの復興はできなかったのではないかと思います。本市の関係者の皆様に敬意を表したいと思います。

それでは次に、企業誘致の今後の取り組み及び誘致企業への対応についてお尋ねします。教育がよくなった、大学もある、大学生の意識も変わりつつある。そういった中で、魅力ある企業を誘致することが、今後の飯塚市にとって最も重要な取り組みの一つになると考えています。加えて、そのような企業を過疎地域などに誘致できれば、移住や定住も促進されるのではないかと考えております。そのために農地の活用もありますし、市内に埋もれている市有地をもっと有効的に活用すべきかと思っております。八木山バイパスの4車線化で、筑穂地区や高田地区への企業誘致の可能性も出てくるのではないかと思いますし、市内事業所の工場の老朽化対策や事業拡大の受け皿としても活用できるものではないかと思います。そういったエリアに誘致を進めていくと思いますが、企業の誘致場所として、どのような場所を考えているのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

進出のご意向を持つ企業のニーズにお応えするためには、立地場所は重要な要素となり、立地場所について企業の選択肢をふやすことが、企業誘致に効果的であると認識いたしております。このようなことから、市内に企業の工場等を誘致できる場所が不足する中、エリアを限定せずに、未利用地の市有地は活用させていただきたいと考えております。八木山バイパスの4車線化は企業誘致にとりまして大きな利点となりますし、過疎地域の関係で申しますと、これまで筑穂地域、穎田地区に合わせて7カ所の工業団地を整備し、企業誘致を推進するとともに、誘致企業を初め地元企業の円滑な事業運営を支援してまいりましたことから、引き続き企業誘致に積極的に取り組みを行いたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

大学との連携によるIT企業の誘致もよいと思いますが、雇用の創出から言えば、やはり製造業を大切に、多くしなければならぬと考えております。新飯塚にあります九州ミツミ、現ミネベアミツミですけれど、これは企業誘致の第1号ぐらいの歴史があると思いますが、製造業で雇用を生み出し、現在は研究所として優秀な人材の受け皿になっていると思います。そのような大学生の受け皿となる企業を、郊外の農村エリアや過疎地域と言われるエリアに誘致すれば定住の促進も図られ、消滅が心配されている地域のコミュニティーの維持にもつながると思います。

企業誘致の課題は工業団地がないことだと思います。誘致した企業への対応について、産炭地からの長い歴史の中で、工場の老朽化にあると考えています。いずれにしても、土地の活用、工場の受け皿づくりがないと誘致もできないと思います。企業誘致の今後の取り組みについて、最後にお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

工業団地の整備に関しましては、今年度に調査研究を進めることといたしております。また、



学生の受け皿となる都市圏の製造業や情報産業、研究開発型企業を対象として、東京での企業誘致セミナーの開催を計画しており、製造業等の工場誘致とともに、都市圏企業の本社機能の一部移転にも力を入れたいと考えております。企業誘致の受け皿といたしましては、市有地とともに民有地につきましても、進出企業や不動産業者からの情報提供をいただきつつ、所有者の理解を得ながら活用してまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、市内の工場、事業所などの老朽化対策や事業拡大に伴う工場の増設・集約につきましては、昨年度、3社の移設・増設を支援し、130名以上の雇用の維持につなげることができましたが、市内で土地を確保できない場合は、市外への移転リスクとなりますことから、誘致活動の一環といたしまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松延隆俊）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

ありがとうございます。市長のマニフェストには、企業誘致と定住促進との考えが示されております。郊外の過疎化が進む地域に優秀な人材の雇用先となる企業を誘致することができれば、移住・定住の促進、地域コミュニティの維持・促進にもつながると思います。そういった意味からも、私は企業誘致にもっとどんどんお金をかけてもいいのではないかとこのように思っております。飯塚市がもっと投資をしてもいいのではと考え、税金や雇用面で投資は回収できると思っております。

また、現在の事業所の多くは、環境に配慮され、騒音や悪臭も少なく、学校跡地や公共施設の跡地も企業誘致に活用できるのではないかと考えております。ぜひとも、市有地や農地の有効活用の観点からも、定住促進や過疎地域の活性化、市有地の管理などの関係部署が一体となり、企業誘致にしっかりと取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。24番 平山 悟議員に発言を許します。24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

本日最後ですので、よろしくお願ひいたします。それでは、通告に従い一般質問をいたします。福岡県は陽性者数や病床使用率の数値が高どまりしている状況などを踏まえて、3度目の緊急事態宣言の対象地域となっており、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束には至っていない状況となっております。このことは、本市の市民生活や地域経済に大きな影響を与えており、大変憂慮しております。このような状況を踏まえて、まず初めに福岡県における緊急事態措置の概要をお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

福岡県では、5月12日に緊急事態宣言が発出され、当初は5月30日までが対象期間とされておりましたが、病床使用率が基準を大きく上回るなど、医療提供体制に影響が出る可能性などが考慮され、6月20日まで延長されております。

緊急事態宣言の措置の主な内容といたしましては、不要不急の外出や県境をまたぐ移動の自粛、酒、カラオケ提供店に対しては休業要請、酒、カラオケを提供しない飲食店に対しては、20時までの時間短縮営業、それから1千平米を超える集客施設に対しては、土曜、日曜の休業のお願いなどの措置が行われております。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

この緊急事態措置は、飯塚市内の市民や飲食店、事業者等にも要請されているものであり、長引けば長引くほど影響が大きなものになると推測されます。そのような状況にならないためにも、より有効な感染拡大防止対策に取り組む必要があると考えますが、現在の本市での感染状況はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

3度目の緊急事態宣言が発出された5月の本市での感染状況について、説明させていただきます。5月に新たに陽性者として報告された人数は291人で、これまでの市内における感染者は累計で697人となっております。5月の感染者につきましては、令和2年3月に本市で初めて陽性者が報告されて以来、月間の報告者数としては、最も多い人数となっております。その要因といたしましては、福祉施設、高等学校、医療機関などで大規模クラスターが発生したためと思われまます。ただし、緊急事態宣言が発出され、市民や事業者の皆様のご協力の効果として、5月下旬から6月上旬にかけて新たな陽性者の報告は減少傾向にあります。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

今の説明で、本市では緊急事態措置の効果があらわれ、陽性者数が減少しているということですが、それでは、本市の市民の現在の入院者や死亡者の数についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

入院者や死亡者数につきましては、福岡県全体の人数は報告されていますが、飯塚市民の人数は開示されていないため、把握いたしておりません。なお現在、保健所との連携強化を図っており、本市においてどのような場面で感染するリスクが高いかなどの情報共有には取り組んでおります。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

そうですね、開示はされていないため把握はしておりません。そのとおりですね。しかし、市内の感染者数は累計で697人にもなっています。これだけ福祉施設、高等学校、医療機関等で大規模なクラスターが発生している中、コロナ感染対策を保健所に一任している現状であり、入院患者や退院者数の現状、また、死亡者数などの情報開示も図っておりません。一時は、全国の死者が100人を超す日も何日かありました。今後、感性者数がふえ続ければ、この市民の不安を解消するためにも飯塚市独自のコロナ対策を行うためにも飯塚市として、こういうことは把握すべき内容ではないかと考えております。今後は、本当になかなかこれは終わらなくて、またふえてきたしたら、やはり市町村、首長が一丸となって、やはり国や県に強く要望してもらおうことをよろしくお願ひします。

それでは次に行きます。新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されてから、はや1年5カ月が経過しました。当初は、我が国の新型コロナ感染者数は世界と比較すると比較的抑えられていましたが、ことし4月の報道では、国民のワクチン接種率は先進国の中でも最低の接種率であることが報じられております。現在、日本は新型コロナの第4波のただ中にあり、変異株の拡大も指摘され、感染拡大は予断を許さない状況です。このような中で今、日本全体で新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、ワクチン接種ペースの急加速化に取り組んでいます。令和2年2月に国が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を示して以来、新型コロナの感染拡大の中で、命と雇用を守るためのさまざまな支援策が国から打ち出されてきました。

私自身、改めてこれら支援策を整理してみました。暮らしを守る取り組みとしては、国民全員に1人当たり一律に10万円を給付する特別定額給付金の事業を初め、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生活に困窮する方を対象にして、緊急小口資金・総合支援資金の貸し付けや住居確保給付金を支給、さらに低所得の子育て世帯に特別給付金を交付するなどを行ってきております。

また、雇用を守るための取り組みとしては、従業員の雇用維持を図るために、事業主に対して、休業手当などの一部を助成する雇用調整助成金や休業中に賃金を受け取ることができなかった従業員に対しては、休業支援金・給付金制度が創設されました。

さらには、事業を守るための取り組みとしては、売上げの減で、資金繰りが厳しい事業者に対する実質無利子・無担保融資や緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業による売上げの減少に対して、一時支援金の給付、さらには新分野への展開や事業転換で事業の立て直しを行う事業者に対して、事業再構築補助金を交付するなど、さまざまな支援策が打ち出されてきております。一方で、Go ToトラベルやGo To Eatによる観光業等への支援策が打ち出されてきましたが、私としては、人流の促進が感染拡大を招き、緊急事態宣言を発しなければならない状態につながったものと考えております。

現在でも、国内では福岡県を初め、10都道府県に緊急事態宣言が出されており、地域経済は飲食業界や観光業を中心に厳しい現状が続いています。本市においても、これまで新型コロナウイルス感染症に対して、そのフェーズごとにさまざまな支援策などを打ち出してこられました。ここで総括として、これまでの飯塚市としての支援策について紹介してください。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

本市が、これまで市の独自支援策として実施してきました新型コロナウイルス感染症対策事業の主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、市民生活を維持するため活動を継続いただいている医療施設や保育施設、児童クラブの従事者に対する応援事業や介護サービス事業所、また障がい福祉サービス事業所への応援事業などを実施いたしました。

事業継続と雇用維持のための応援事業といたしましては、国や県の融資制度を活用した事業者に対する事業継続応援事業や事業継続応援貸付事業の実施、また、テナント入居事業者への家賃の一部を支援する事業や来客型施設等での感染予防策に要した費用の一部を支援する事業、また、業務転換に取り組む事業者に対する支援などを実施いたしました。

そのほかにも、小中学校の修学旅行において3密を防止するための対策事業や自治会、地域公共交通の感染予防対策費用の助成、そしてプレミアム率20%が付与された地域活性化応援券発行事業など、ほかにも多々ございますが、これまでさまざまな感染症対策に係る市独自の支援事業を実施してきたところでございます。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

まだほかにもありますね。まず、休校対策教材購入費、それとごみ袋、エコバッグ、ハンドソープを全世帯に配付、新生児特別給付金事業、令和2年4月28日以降出産された方に10万円支給、医療提供体制維持協力医療機関応援事業、こういうものにも補助をしております。

続いて、福岡県は現在、3度目の緊急事態宣言が発令されております。緊急事態宣言の対象地域では、雇用調整助成金や休業支援金等について、特例として手厚い支援を行うことが示されています。本市においても引き続き事業の継続、雇用の確保のために、支援に取り組んでいただくよう要望いたします。

そのほかに、本市には4千人を超える学生が在籍しております。コロナ禍において、学生の孤立や経済的困窮は懸念されていますが、本市においては学生に対する支援策は何か講じてきましたか。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和2年度に実施しました大学生の支援策につきましては、休業や営業時間短縮の影響を受け、アルバイトなどが減少した生活に不安を抱えている大学生への支援といたしまして、小中学校の消毒業務などに従事していただく再就職応援事業やひとり暮らしの大学生を支援するため、プレミアム付応援券を1人に1冊交付いたしましたところでございます。また、引き続き令和3年度におきましても、再就職応援事業により大学生を支援しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

新型コロナの中、学生においては対面で授業が行われなかったり、アルバイトができなくなったりと、外に出る機会や人に会う機会が減って孤立が深刻化し、中退する学生もあらわれていると聞いております。飯塚山笠も2年連続で延期となるなど、学生が市民と交流する機会も減ってきております。ほかの自治体では、学生の企画によるオンライン交流会が開催されたりしているようですが、飯塚市ではこのような交流会が開催されているのか、把握されていますか。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

主に学生を主体としたオンライン交流の場といたしましては、大学、企業、市民の出会いと交流の場、大学生の活躍の場として利用されている「つなぐカフェ@飯塚」による学生主導のオンラインミーティングが開催されております。また、「筑豊キャラバン」という民間のオンラインコミュニティサイトがございますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、行動の自粛を行う中で、少しでもこの地域の方たちが昔から大切にしてきた人とのかかわりが希薄化せず、つながりを重んじる地域性が維持できればという思いから、自由なトークテーマで学生に限らず、この地域の方に参加いただけるよう民間主体により運営されているオンラインサイト交流会がございます。その他大学生の方は、スマートフォンなどを活用し、オンラインでのコミュニティを図っていると伺っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

本当にそのとおり、人とのかかわりが希薄化せず、つながりを重んじる地域性が維持できればいい、そうですね、本当。コロナ禍においても学生達が豊かな生活を送り、またこの飯塚を第2のふるさとと感じてもらうような取り組みを、今後いろんな要請があったときは、ひとつよろ

しくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、市や国が行ってきた子育て世帯への支援策について、今後の予定もあわせて教えてください。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

まず、市の独自の支援策としまして、令和2年5月に令和2年3月末の児童扶養手当受給者を対象に、ひとり親世帯等応援給付金を1世帯5万円、1496世帯に支給いたしました。

次に、国の施策として令和2年6月に児童手当の対象児童1人につき1万円、飯塚市では1万7070人の児童に対して、子育て世帯臨時特別給付金を支給しております。さらに、令和2年8月に児童扶養手当受給者や家計急変で収入が減ったひとり親を対象に1世帯5万円、第2子以降については、1人3万円をひとり親世帯臨時特別給付金として支給しており、12月には同じ条件で同じ金額を再支給いたしました。

また、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給された児童扶養手当受給者等で、家計急変で収入が減った方、飯塚市では628世帯でしたが、その方々には追加給付として1世帯5万円を支給いたしました。今年度になりまして5月に児童扶養手当の受給者であるひとり親に、児童1人につき5万円を支給いたしております。

また、今後の予定といたしまして、児童手当受給者や18歳までの児童の養育者であって、住民税均等割非課税もしくは非課税であるものと同様の事情にあると見込まれる子育て世帯に、同じく児童1人につき5万円を支給することとなっております。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

これまでの給付金によって支給対象となった家庭の保護者は大変助かったのではないかと思います。緊急事態宣言下の重苦しい環境のもと、子育てをされている方も、されていない方も、パートや仕事を頑張っておられます。そういう中、小さな子どもを持った保護者は、子どもに発熱があると保育所への登園自粛をお願いされ、仕事を休まなければなりません。発熱が続くと仕事に行けず、家計には大変な負担になると思います。今後、また福岡県に緊急事態宣言が出ないよう願っておりますが、万が一また宣言が発せられた場合、本市の独自支援策として、ゴミ袋やエコバッグ、ハンドソープをまた配付しろとは言いませんが、子育て世帯はもちろんのこと、全市民が納得するような支援策を実施していただくよう強く要望しておきます。

続いて、「南アフリカの事前キャンプの受け入れについて」ですが、南アフリカの事前キャンプについては、昨日同様の質問があっておりましたので、キャンプ中止の申し出があったこと、今後の交流事業を含めて、今後も協議することについて承知いたしております。本来であれば、今ごろは日本国民が東京オリンピック・パラリンピックに盛り上がり、事前キャンプについても、南アフリカの車いすテニス、水泳選手団を市民が歓迎し、交流を行い、そして応援する姿というものを期待していたのですが、現在の新型コロナウイルスの感染状況から、このような結果になったのは残念ですが、仕方のないことだと考えております。ただ、南アフリカとはこれまでの交流の経緯もあり、全てこれで終わりということではなく、今後も何かしらの交流について検討をしていただくことを思っています。そのことを要望しておきます。

続いていきます。5月6日の集団接種の予約時において、コールセンターへの電話が繋がらない状況が続き、高齢者の皆さんが大変困っていた状況がありました。まずは、この混乱の要因についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

5月6日に開始いたしました5月分の集団接種の予約時の混乱の要因といたしましては、ワクチンの供給量が当時不透明であったため、十分な集団接種の定員が設定できなかったこと、また医療従事者の接種が終わっていないことで、個別接種の開始がおくれ、集団接種のみでの開始となってしまうことが大きな要因と考えております。予約の対象となる75歳以上の市民の皆様が一斉に集団接種の電話予約をされたことで、コールセンターに開設しておりました12回線では対応できない状況となってしまいました。そのため何度もコールセンターに電話されました市民の皆様には大変申しわけなく思っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

確かに電話が繋がらないということは、私も多く聞きました。75歳以上の高齢者の方が、何度も電話をかけ続けなければならないという状況については、配慮が足りなかったのではないかと思います。5月24日に受け付けを開始した6月の集団接種の予約については、電話受け付けの年齢を90歳以上、85歳以上、75歳以上と区分して実施しておりましたが、この区分によってどの程度改善されたのか、伺います。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

5月6日の予約時の混乱を受けまして、5月24日の予約時の対応について検討を行い、質問議員が言われましたように、5月24日からは90歳以上、26日からは80歳以上、28日からは75歳以上の方を対象に集団接種の予約受け付けを実施いたしました。90歳以上及び85歳以上の受け付けにつきましては、予約開始時間直後は混雑しておりましたが、比較的スムーズに受け付けができております。しかし、75歳以上の受け付けにつきましては、対象者が多かったこともあり、終日電話が繋がりにくい状況となっております。電話予約される方の年齢を区分することによって、大幅な改善等まではいきませんでした。一定程度改善されたと考えております。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

年齢を区分することによって、一定程度の改善がされたとのことではありますが、やはり電話は繋がりにくい状況が生じているようです。次回の予約受け付けに向けて、さらなる工夫や改善策があればお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

年齢を区分して受け付ける方法については、一定の効果がありましたので、6月21日に開始する予約受け付けの際にも実施する予定であります。また、電話回線につきましても増設工事を行い、回線を12回線から24回線に増設するとともに、フリーダイヤルとし、市民の負担軽減にもつなげております。また、ウェブ予約についても再開することといたしております。集団接種の定員もふやしておりますので、65歳以上の高齢者で接種を希望される方が、予約を受け付けできるように体制整備をいたしております。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

集団接種の予約については、大分改善されているようですが、厚生労働省の報告では、ワクチン接種により、令和3年2月17日から令和3年5月30日までに139人亡くなったという報告がっております。ワクチン接種により死亡するリスクは少しでもあることを心配して、私の知り合いの方で、65歳以上の方ですが、個別接種を選び、予約を行いました。かかりつけの病院に3日続けて電話をかけたけどつながらず、ようやくつながったときには、7月分の予約受け付けが終了したと言われ、8月の予約受け付けを7月1日から行うと言われて、そのときに電話をしてくれとのことでした。7月1日に電話をして、本当に予約を取ることができるのか、大変心配をしておられました。

予約受け付けの方法については、さまざまな自治体で混乱していることが報道されています。しかしながら福島県相馬市では、先に接種場所や時間を通知して、変更がある方のみ連絡するという方法で、混乱は生じていない受け付け方法をとっております。また、近隣の久山町では住民が接種場所を決めて届け出るという方法をとっていると聞いております。人口規模や接種の方法等は自治体によってさまざまであり、同じことができるかということはありませんが、予約受け付けで混乱しない方法については常に工夫をしていただきたいということ。そして安心していつでも接種を受ける環境を整備するためには、一刻も早く十分なワクチンを確保する必要があると私は考えており、国に対して、希望した全員が一日でも早く接種が完了するように、積極的に要望していただきたいと強く要望いたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明6月18日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時05分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 松延隆俊 | 15番 | 田中裕二 |
| 2番  | 坂平末雄 | 16番 | 吉松信之 |
| 3番  | 光根正宣 | 17番 | 福永隆一 |
| 4番  | 奥山亮一 | 18番 | 吉田健一 |
| 5番  | 金子加代 | 19番 | 田中博文 |
| 6番  | 兼本芳雄 | 20番 | 鯉川信二 |
| 7番  | 土居幸則 | 21番 | 城丸秀高 |
| 8番  | 川上直喜 | 22番 | 守光博正 |
| 9番  | 永末雄大 | 23番 | 瀬戸光  |
| 10番 | 深町善文 | 24番 | 平山悟  |
| 11番 | 田中武春 | 25番 | 古本俊克 |
| 12番 | 江口徹  | 26番 | 佐藤清和 |
| 13番 | 小幡俊之 | 27番 | 道祖満  |
| 14番 | 上野伸五 | 28番 | 秀村長利 |



◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 太田智広

議事総務係長 今住武史

書記 宮山哲明

議事調査係長 淵上憲隆

書記 安藤良

書記 伊藤拓也

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

農業委員会事務局長 田中善広

副市長 久世賢治

教育長 武井政一

企業管理者 石田慎二

総務部長 許斐博史

行政経営部長 久原美保

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 渡部淳二

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 本井淳志

公営競技事業所長 山田哲史

福祉部次長 長尾恵美子

都市建設部次長 中村洋一

